

規制シート(様式)

150195002140001

平成28年12月22日

規制の名称	文化財等の管理等に係る規制	所管府省	文部科学省
根拠法令等	文化財保護法(昭和25年法律第214号)、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	文化庁文化財部伝統文化課長 大谷 圭介
規制目的	文化財等の管理を適正なものとするにより、国民のたからたる文化財が滅失・き損・紛失等されることがなく、確実に後世に保存・活用・継承されることを目的とする。		
規制内容の概要	重要文化財等の所有者等を変更する場合の届出、重要文化財等の現状変更等の許可等により、文化財が滅失・き損・紛失等されることがないように規定している。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等における文化庁長官の権限については、平成25年に実施された「国と地方の協議」における協議結果に基づいて移譲範囲を拡大するなど、地方公共団体に許可等の権限を委譲することにより、許可等の審査を迅速化しようとしていた。(文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第418号))	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	文化財の特質上、一度滅失・き損してしまった場合には容易に元に戻るものではなく、文化財保護法においては、文化財が確実に次世代に継承されるための義務を所有者等に課しているが、あくまでも必要最小限にとどまるものである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		